

## 分岐工事で発生する小規模な緊急修繕等工事の取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市上下水道局(以下「上下水道局」という。)が、豊中市指定給水装置工事業者(以下「指定工事業者」という。)に、給水装置工事の分岐工事において発見する老朽管の漏水等による緊急修繕工事を施行させるものである。

(契約者)

第2条 この要綱による請負契約者(以下「契約者」という。)は、原則として当該工事の指定工事業者とする。ただし、上下水道局が漏水事故等の規模状況により、その者以外に指示する場合がある。

(適用)

第3条 この要綱による工事は、次の各号による場合とする。

- (1) 給水装置工事における漏水を発見し、修繕工事を必要とする場合
- (2) 給水装置工事における老朽管の補修等の工事を必要とする場合
- (3) 前号に準ずる工事であって、管理者が必要とする場合

(使用材料)

第4条 漏水修繕等に要する管材料(弁栓類等を含む。)は、上下水道局で支給する。

(積算基準)

第5条 この工事は、上下水道局が別に定める積算基準に基づくものとする。

(提出図書)

第6条 指定工事業者は、工事完了時にしゅん工に伴う必要な関係図書を提出しなければならない。

(支払方法及び支払期日)

第7条 上下水道局は、契約者に第4条に規定する材料費を当該給水装置工事のしゅん工検査の終了後に支払うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、施行日以降の給水装置工事申込みから適用する。

附 則

この要綱は、平成18年10月20日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。